

令和8年度 杉並区立松ノ木中学校いじめ防止基本方針

はじめに

杉並区立松ノ木中学校は、国の「いじめ防止対策推進法」、及び「東京都いじめ防止対策推進条例」と「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、学校の実情に応じ、『杉並区立松ノ木中学校いじめ防止基本方針』を定める。

参 考

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

（杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P3より）

<基本理念>

いじめの防止のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法 第3条）

<いじめの禁止>

児童等は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法 第4条）

基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こりうることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。いじめ防止の取り組みは、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要であるが、何よりも重要なことは、関わるすべての者が「絶対に解決しなければならない」という意識を持ち、全力でいじめ問題に取り組むことである。

1. いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組

むことから始めていく。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくといった効果が期待される。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動・言動の様子を把握したり、ふれあい月間の定期的なアンケート調査、生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うのかを、校内いじめ防止対策委員会、生活指導部会で定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)に基づく取り組みを実施し、継続する。

(2)いじめの防止のための措置

ア. いじめについての共通理解

- ・いじめの形態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内いじめ防止対策委員会生活指導部会や校内研修、職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・生徒に対しては、全校朝礼や生徒会朝礼、学年集会、学級活動(ホームルーム活動)などで校長・副校長・教職員、生徒会役員が、いじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくようにする。
- ・常日頃から、生徒と教職員が「いじめとは何か」について具体的な認識を共有する手段として、生徒会が先頭に立って「何がいじめなのか」を具体的に列挙したポスターを作成し、目につく場所に掲示したり、特別の教科道徳を中心に、「いじめ」について話し合ったり、考えさせたりすることで、「いじめについての理解」を深める。

イ. いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、学校行事・部活動・朝の読書活動・地域ボランティア活動・職場体験学習などを通して、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ. いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい授業作りを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが大切である。また、ストレスを感じた場合でも、他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのな

いよう、指導のあり方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじている生徒や周りで見えたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障がい(発達障がいを含む)について、適切に理解した上で、生徒に対して指導に当たる必要がある。

エ. 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を、全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。(一人ひとりの行動や言動をよく観察し、特に「良いことを褒める」ことを意識する。)
- ・また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。そして、「失敗や間違った行動・言動を叱り諭す指導」と、「失敗や間違った行動・言動をしても、チャレンジした姿勢やそれまでに努力してきたことを認め、褒める指導」の使い分けが、極めて重要である。
- ・社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種を含め学校間で適切に連携して取り組む。幅広く、長く、多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長期的な視点で、自己の成長・発達を感じ取り、自らを高めることができる。(松ノ木小学校・堀之内小学校との小中連携交流授業や部活動体験、上級学校説明会、副籍交流等)

オ. 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・生徒自らが、いじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。(生徒会によるいじめ撲滅宣言やポスターの作成・掲示、相談箱の設置など。)
- ・取り組みを通して、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめをみているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、些細な嫌がらせや意地悪であってもしつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。
- ・生徒会がいじめ防止に取り組むことは推奨されることであるが、教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員はあくまでも影で支える役割に徹するよう心がける。

2. 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ些細な兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。なお、

指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめ発見に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので、注意深く対応する。

(2)いじめの早期発見のための措置

- ・学校は、定期的なアンケート調査(ふれあい月間:6月、11月、2月)や教育相談(スクールカウンセラーによる1年生全員の教育相談:1学期)により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、心身の健やかな成長を支援していく。
- ・教職員が、生徒及びその保護者のいじめに関する相談体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること(学校評価等)、保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口について、保護者会などで広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、日直日誌や個人ノートや生活の記録等、教職員と生徒の間で日常行われている日直日誌等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても、学校の教職員全体で共有する。

※アンケート用紙は、区の様式を基にするが、インターネットを通じて行われるいじめを把握するために、その主旨を伝える一文を加えたりする。また、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことがあるので、そのことを理解した上で、十分に留意する。

3.いじめに対する措置

(1)基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校内いじめ防止対策委員会、生活指導部会に連絡・報告し、組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関(杉並区教育委員会<済美教育センターSAT>、児童相談所、スクールカウンセラー、杉並警察署 等)と連携し、対応に当たる。

(2)学校いじめ対策委員会を設置

当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うための組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

(杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P11より)

(3)いじめの発見・通知を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。<話を聞く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所・時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えてくれた生徒を徹底して守るため、登下校・休み時間・清掃時間・放課後等においても、教職員の目の届く体制を整備する。>
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内いじめ防止対策委員、生活指導部会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(4)いじめられた生徒又はその保護者への支援

<生徒に対して>

- ・事実確認とともに、まず、「あなたが悪いのではない」ことを明確に伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。被害生徒のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

<保護者に対して>

- ・いじめが発覚したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の様子の変化に注意してもらい、些細なことでも学校に相談するよう伝える。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく杉並警察署と相談して対処する。

(5)いじめた生徒又はその保護者への助言

<生徒に対して>

- ・事実確認とともに、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き取り、生徒が抱える問題・背景にも目を向け、指導する。
- ・心理的な孤独感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

○いじめの状況に応じて、出席停止や警察による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも

視野に入れて指導に当たる。(懲戒とは、停学、訓告のほか、生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割り当て、文書指導などである。)

<保護者に対して>

- ・事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒・保護者のつらく悲しい気持ちも伝え、より良い解決を図ることへの協力を依頼する。
- ・「いかなる理由や背景があっても、いじめは決して許されない行為である」という毅然とした対応を行い、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを学校とともに考える事を確認し、継続的な助言を行っていく。

(6)いじめが起きた集団への働きかけ(周りの生徒たちに対して)

- ・当事者だけの問題にとどめず、自分の問題として捉えさせる。そして学級及び学年、学校全体の問題として捉え、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめを知らせることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級及び学年、学校全体に示す。
- ・はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめに加担する行為であることを理解させる。

(7)いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進基本方針第28条第1項に基づき、「生命・心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(ア)生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(イ)不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」は、年間30日を目安にする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。(杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P14より)

「重大事態」が発生した場合、全教職員が共通認識し、組織をあげて調査を実施する。調査で得た情報は、被害生徒及び保護者また加害生徒及び保護者に速やかに説明する。さらに、杉並区教育委員会、および東京都教育委員会に報告する。調査に当たっては、松ノ木中学校いじめ防止対策委員会、生活指導部会を中心として即座に実施し、いじめ解消に向け、教職員一丸となって取り組む。

○生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに杉並警察署に通報し、適切な援助を求める。

(8) ネット上のいじめへの対応

・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
(名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは、違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。)なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに杉並警察署に通報し、適切な援助を求める。

(9) 未然防止に向けた取組

- ・年3回以上の「いじめに関する授業」を実施
 - ・年3回以上の校内研修を実施
- (杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P12より)

(10) 早期発見・事案対処に向けた主な取組

教育相談コーディネーターを中心とした、校内における組織的な教育相談機能の充実させる。
(杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P12より)

(11) 記録の作成・保存

被害生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査(アンケート・聞き取り)や対応した内容についても記録を作成する。(杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P13より)

【松ノ木中学校の取り組み】

- ①年間に 1 回、携帯電話やスマートフォンなどを適切に使うためのモラルやマナー、利用のルールなどについて講演会やセーフティ教室を実施する。
- ②各教科での授業をはじめ、学級指導や学年集会、全校朝礼等で情報モラル教育を推進する。
- ③入学式、保護者会や学校だより等で、インターネット上の有害情報・犯罪やメールなどでの誹謗中傷防止に向けた内容を知らせ、保護者へ啓発活動を行う。
- ④ふれあいアンケート用紙に、インターネット等(携帯電話やスマホ)でのいじめの有無についての項目を設け、アンケートを実施する。
- ⑤松中SNSルールの実践に向け、保護者・地域と連携を図りながら、生徒に向けて指導を行う。

松中SNSルール(令和6年12月施行)

1. 家族と話し合って、1日の使用時間を決めよう。
2. 送信前に誰が見るか、見た側がどんな気持ちになるか考えよう。
3. 自分や友達の個人情報を勝手に送信・拡散をしないようにしよう。
4. スマホを使用するときは画面に目を近づけず、明るい部屋で使用しよう。
5. 寝る前はなるべく使用を控えよう。

⑥各家庭でのルール作りを保護者に依頼し、推奨する。(保護者会、学校だより等)

☆いじめの解決☆

『いじめの解決』とは、加害生徒による被害生徒への謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの生徒を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このことから、すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていけるように、いじめ解決後も折に触れ、継続して必要な指導を行っていく。

<組 織>

杉並区立松ノ木中学校いじめ防止対策委員会

委員長	学校長
副委員長	副校長
委員	主幹教諭
	生活指導主任
	関係教員
	養護教諭
	スクールカウンセラー

- ・必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者(スクールサポーター)、子ども家庭支援センター職員を加える。(杉並区いじめ防止対策推進基本方針 P11より)
- ・委員会は校長が招集し、原則月終わりの運営委員会で開催する。

杉並区立松ノ木中学校いじめ防止対策部会(生活指導部会)

部長	生活指導主任
部員	1学年生活指導担当
	2学年生活指導担当
	3学年生活指導担当
	養護教諭

- ・部会は生活指導主任が招集し、原則毎週1回開催する。